

自費解体・撤去
(解体費用の立替えと払戻し)
の手引き
第2版

令和8年7月

環境省環境再生・資源循環局
災害廃棄物対策室

目次

1. 自費解体・撤去（費用償還）について	1
2. 自費解体・撤去（費用償還）の手続きフロー	2
3. 自費解体・撤去（費用償還）の留意事項	4
4. 自費解体・撤去（費用償還）の算定方法	9
5. よくある質問	10

0. 本手引きの位置づけ

損壊家屋等の所有者が市町村に公費解体・撤去の申請を行わず、自らの費用負担によって解体・撤去（解体又は撤去に付随して行う廃棄物の収集、運搬及び処分を含む。以下「自費解体・撤去」という。）を行い、市町村に自費解体・撤去に要した費用の償還（以下「費用償還」という。）の申請を行う場合（解体費用の立替えと払戻し）について、市町村における事務手続や市町村と申請者のやりとり等が円滑に行われるよう、費用償還のフローや留意点、参考となる情報を整理しました。

1. 自費解体・撤去（費用償還）について

被災市町村による損壊家屋等の解体・撤去開始前において、既に所有者等が自らの宅地内の損壊家屋等を解体・撤去した場合、所有者が負担した解体・撤去費用について、市町村に費用償還を求めることができます（解体費用の立替えと払戻し）。

対象は、公費解体・撤去と同様に罹災証明書（又は被災証明書等）で「全壊」と判定された損壊家屋等が対象（特定非常災害に指定された場合で、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる場合は「半壊」の建物も対象）となりますが、申請に当たって公費解体・撤去とは異なる書類や写真等が必要となります。また、費用負担の適正化の観点から、当該事業を行う際には市町村において事前に制度設計を行う必要があり、事業の対象範囲を明確にする必要があります。

自費解体・撤去の償還金額（解体費、運搬費、処分費の合計額）の算定の考え方は、公費解体・撤去を行った場合と同じです。公費解体・撤去と同様に算定した金額の範囲内であれば、自費解体・撤去に要した費用の全額が償還されます。

なお、本手引きのほか都道府県等において自費解体・撤去に関する参考資料を作成している場合には、それらも併せて参照してください。

2. 自費解体・撤去（費用償還）の手続きフロー

費用償還に当たって、市町村、申請者、解体事業者における各手順を示します。

ステップ1 申請者による解体事業者候補の選定、市町村への相談

- ① 申請者による解体事業者候補の選定
- ② 申請者から解体事業者への問合せ（見積取得）
- ③ 申請者から市町村への相談（費用償還の対象等）

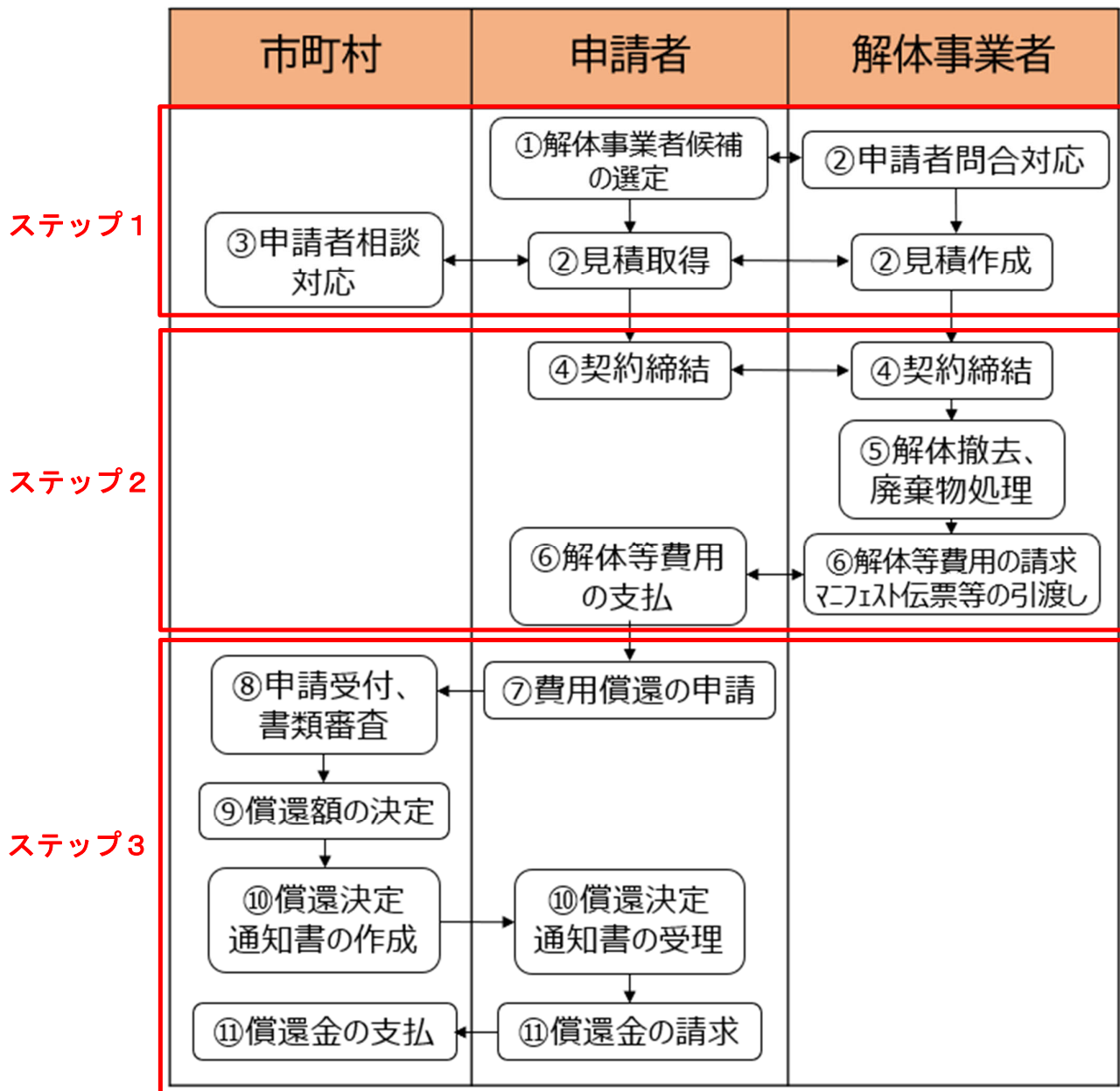
ステップ2 解体事業者との契約、解体・撤去等作業、申請者への請求・支払

- ④ 申請者と解体事業者との契約締結
- ⑤ 解体事業者による損壊家屋等の解体・撤去、廃棄物処理
- ⑥ 解体事業者から申請者への解体等費用の請求及びマニフェスト伝票等の引き渡し、申請者による支払い、

ステップ3 申請者による市町村への費用償還申請、市町村からの償還

- ⑦ 申請者による市町村への費用償還の申請
- ⑧ 市町村等による申請受付、書類審査
- ⑨ 市町村等による償還額の決定
- ⑩ 市町村から申請者への償還額の決定通知
- ⑪ 申請者から市町村への償還金の請求、市町村から償還金の支払

<自費解体・撤去（費用償還）の手続きフロー>



※上表のステップ1～3及び①～⑪の番号は、前ページに対応

3. 自費解体・撤去（費用償還）の留意事項

（１） 市町村における留意事項

① 災害に備えた関係書類の準備

費用償還に当たっては、各市町村において、個別の災害ごとに要綱や申請書類の様式等が必要となることから、平時から準備しておくことが望ましい。本手引きの別冊に示す標準様式（要綱）で定めた標準添付書類（申請書類）は以下のとおりである。詳細は別冊のとおりであるが、各自治体における方針により適宜柔軟に変更することは差し支えない。

【標準添付書類（申請書類）】※１

- ・ 申請書
- ・ 申請者の本人確認ができる書類の提示又は写し ※２
- ・ 建物配置図
- ・ 解体事業者からの見積書（内訳含む）
- ・ 解体事業者との契約書
- ・ 解体事業者からの請求書、領収書 ※３
- ・ 解体事業者が作成した損壊家屋等の解体証明書
- ・ 解体・撤去前の損壊家屋等の写真
- ・ 解体・撤去工事の施工前・施工中・施工後の損壊家屋等の写真 ※４
- ・ 解体廃棄物の処分先などが分かる伝票（マニフェスト伝票（写し））

<申請者と損壊家屋等の所有者が異なる場合>

- ・ 損壊家屋等の解体・撤去及びそれに関する一切の事務に係る委任状

<相続登記をしていない場合>

- ・ 遺産分割協議書等相続を証明する書類又は法定代理人の損壊家屋等の解体・撤去に係る同意書 ※５

<共有者がいる場合>

- ・ 共有者の損壊家屋等の解体・撤去に係る同意書 ※５

<抵当権者、賃借人等関係権利者がいる場合>

- ・ 関係権利者の損壊家屋等の解体・撤去に係る同意書 ※５

- ※1 損壊家屋等の罹災証明書（又は被災証明書等）や登記事項（建物）全部事項証明書（未登記の損壊家屋等の場合は、固定資産税評価・課税証明書、未登記で非課税の損壊家屋等の場合は、損壊家屋等の所有者、面積、構造等が確認できるもの）等の行政機関が保有している情報は自治体で確認可能なことから、これらは申請書類への添付は求めることなく、庁内関係部局等と連携し、自治体で確認することが望ましい。
- ※2 本人確認の方法としては、例えば、運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等の公的機関が発行した本人名義の顔写真付き証明書の顔写真と申請者の顔を目視で照合することが考えられる。一般に不動産取引などにおいて実印の押捺・印鑑登録証明書の添付が本人確認の方法として利用されることもあるが、費用償還の申請者の本人確認の方法は必ずしもそれに限定されるものではない。所有者以外の者が申請代行者として、所有者に代わって申請手続を行う場合には所有者（申請者）本人からの委任状の提出が必要となるが、その際の所有者（申請者）本人の意思確認の方法も、委任状への実印の押捺・印鑑登録証明書の添付に限定されるものではなく、例えば、所有者（申請者）本人名義の運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなどの公的機関の発行した身元証明書（原本の提示または写しの提出）で確認することが考えられる。合わせて申請代行者についても身元確認が必要となるが、その際も同様に、例えば、運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなどの公的機関の発行した身元証明書との照合で確認することが考えられる。
- ※3 解体事業者に対して、解体・撤去費用の支払いが済んでいない場合には、解体事業者から申請者に対する損壊家屋等の解体・撤去費用に係る請求書を提出の上、事後、同費用に係る領収書を提出。
- ※4 解体・撤去する損壊家屋等の解体・撤去前中後の様子が分かるもの。
- ※5 自費解体・撤去への費用償還の場合、申請者が市町村に費用償還を求める段階においては、当該損壊家屋等は既に解体・撤去が完了していることを踏まえ、当該損壊家屋等の所有権等を有していた全ての者の同意書や宣誓書がなくても、費用償還を行って差し支えない。なお、市町村が申請者に対して同意書や宣誓書の提出を求めることを妨げるものではない。

② 申請者からの相談対応等

申請者に費用償還の制度について正しく理解いただき、適切な解体事業者を選択できるよう、費用償還に係る留意事項等を示したチラシ等を活用し周知してください。また、解体事業者に対して費用償還の制度に関する周知を適宜行ってください。

解体事業者については、建設業許可業者、解体工事業登録業者が掲載されている都道府県のホームページ等を申請者に案内するとともに、費用償還制度を理解した解体事業者を利用するよう申請者へ周知してください。

契約締結前に申請者が解体事業者から取得した見積書※について、申請者から自己負担が生じないか市町村に相談があった場合には、その内容を確認するようにしてください。

※見積書には、解体費、運搬費、処分費に係る経費の内訳を記載するよう見積書の様式例（別冊様式集の様式第9号）等を活用し解体事業者に周知してください。また、見積書に記載された、解体費、運搬費、処分費の合計金額を、公費解体の算定金額と比較してください。

③ 費用償還の申請受付・書類審査

市町村等は、当該家屋等の撤去費用を償還する前に、申請者と当該家屋等の所有者が同一であることについて、登記事項証明書などの当該家屋等の所有者、面積、構造等が確認できる書類にて確認してください（申請者と所有者が同一でない場合、当該家屋等の解体・撤去に関する一切の事務について委任する内容の委任状を必ず提出してもらってください。）。

④ 償還金額の決定

市町村の担当者のみでは償還金額の算定が困難であり、その算定を補償コンサルタント業務等として外部へ委託する場合の費用については、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象となりますので市町村の体制・状況等に応じて適宜活用してください。

⑤ 償還金の支払

申請者より提出された書類に不備等がない場合は速やかにその費用を償還すべきことから、申請者より費用償還の申請を受けた日から2ヶ月以内に償還金を支払うようにしてください。

また、二重払い等費用の支払いに関するトラブルを防止するため、費用

の償還を行う前に、当該費用の振込先が、申請書に記載された本人名義の口座であることを必ず確認してください。

(2) 申請者における留意事項

① 解体事業者の選定

建物等の解体には、解体事業者が解体工事業などの建設業許可を取得又は解体工事を施工する場所の都道府県の解体工事業登録を受けていることが必要となります。建設業許可業者、解体工事業登録業者は都道府県のホームページ等を確認してください。

② 市町村への相談

費用償還に関して、解体事業者との契約締結前に、複数の解体事業者から取得した見積書（解体費、運搬費、処分費に係る経費の内訳を記載したもの）や、解体・撤去する予定の損壊家屋等の写真、配置図等を用意し、市町村へ相談してください。

各市町村によって、手続きや必要な書類が異なりますので、各市町村が周知する内容を確認の上、相談してください。

なお、公費解体・撤去の対象外となる経費は自己負担となりますので注意してください（公費解体・撤去に関する災害等廃棄物処理事業費補助金の対象の詳細については「公費解体・撤去マニュアル」の別冊「公費解体・撤去に係る取扱いについて 質疑応答集」を参照ください。）。

【対象外となる経費の例】

- ・ 修理やリフォームに伴う費用
- ・ 家屋等の一部だけを解体するための費用（登記上別棟又は構造上別棟であると判断できる場合は除く）
- ・ 樹木や庭石、倒壊のおそれのないブロック塀、擁壁などの撤去費用
- ・ 解体・撤去後の整地費用

③ 解体事業者による解体・撤去、廃棄物処理

解体工事または撤去工事の前に、貴重品や思い出の品など必要なものは、所有者等により持ち出すとともに、市町村からの指示に従い諸手を完了させてください。

また、解体・撤去により生じた廃棄物の処理は産業廃棄物処理業許可を得た業者が行います。費用償還の申請の際、処理が適正に行われたこと等を確認する書類としてマニフェスト伝票（写し）の提出が必要となりますので、解体事業者から入手するようにしてください。

④ 解体事業者からの解体・撤去等費用の請求

解体・撤去完了後、解体事業者に対して、解体・撤去等費用の請求書とあわせて、解体等証明書、解体・撤去等の施工前・施工中・施工後の写真、マニフェスト伝票の写し、市町村が定める様式に従って作成した解体・撤去費用内訳書の提出を依頼してください。費用償還の申請の際、これらの書類が必要となります。また、請求書の金額が見積書の金額と同じであるか確認するとともに、異なる場合はその理由を確認してください。

⑤ 費用償還の申請

市町村に対して、申請に必要な書類を提出してください。なお、市町村によって必要な書類が異なる場合もありますので、市町村のホームページ等の案内で申請書や申請書類を確認してください。

⑥ その他

自費解体・撤去の場合、市町村ではなく申請者が工事発注者となりますが、解体事業者が解体工事に不慣れである可能性も踏まえ、「公費解体・撤去マニュアル」2.（3）の「施工に係る留意点」も参考に、解体事業者において適切な対応が行われるように留意してください。

4. 自費解体・撤去（費用償還）の算定方法

① 費用償還金額の基本的な考え方

自費解体・撤去の償還金額は解体費、運搬費、処分費の合計額であり、その算定の考え方は、公費解体・撤去を行った場合と同じです。合計額が公費解体・撤去と同様に算出した金額の範囲内であれば、自費解体・撤去の費用の全額が償還されます。

$$\boxed{\text{合計金額}} = \boxed{\text{解体費}} + \boxed{\text{運搬費}} + \boxed{\text{処分費}}$$

※標準単価を設定している場合は、解体費（標準単価×延べ床面積）＋運搬費（車両に応じた単価×距離）＋処分費（処分単価×廃棄物量）

② 算定方法

解体費と運搬費は、公費解体・撤去と同様に、環境省から発出された通知（「災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」（環循適発第 22040117 号））における「損壊家屋等の解体工事費の算定基準」（以下「算定基準」という。）に従い算出してください。

なお、都道府県や市町村が算定基準により標準単価を算出し、公費解体・撤去の費用の算出に標準単価を使用している場合には、自費解体・撤去の費用の算出にも同一の単価を使用してください。

また、処分費は、公費解体・撤去で使用する処分単価を使用し算出してください。

※自費解体・撤去においても、公費解体・撤去と同様に、算定基準により算出することが適切ではない建物等については、合理的な単価等により算出した金額が上限となります。

【算定基準により算出することが適切でない建物の例】

地下室、3階建以上の建物、飛散性アスベストありの建物等

※公費解体・撤去を行った場合と同様に算出した金額が上限になるため、相談時の見積額を超える請求額であっても、当該上限の範囲内であれば償還可能です（申請者の自己負担は生じません）。

5. よくある質問

【解体事業者の選定】

問1 解体事業者はどのように探せばいいですか。

○解体事業者の選定に当たっては、都道府県のホームページ等に、建設業許可業者、解体工事業登録業者が掲載されているほか、関係団体による相談窓口がある場合がありますので、そちらを参照ください。

【補助金の対象範囲】

問2 解体した物（解体廃棄物）の処理費用も補助金の対象になりますか。

○対象となります。ただし、処理が適正に行われたことを確認する書類として、マニフェスト伝票（写し）が必要です。

問3 解体・撤去費用が見積時よりも増加した場合はどうなりますか。

○費用償還金額の算定に当たっては、解体完了後に事業者から発行された請求書の金額と比較しますので、当該金額が見積時より増額したとしても、公費解体・撤去と同様に算定した金額の範囲内であれば、原則費用の全額が償還されます。

問4 申請してから償還金額の支払まで、どのくらい時間がかかりますか。

○提出された書類に不備等がない場合は、申請を受けた日から2ヶ月程度となります。

問5 店舗や事業所の建物も対象になりますか。

○中小企業（個人商店を含む）が所有する建物は対象となります。

問6 自費解体・撤去において、当該家屋等の所有者が残置した廃棄物（以下「残置物」という。）の片付けに要した費用は償還されますか。

○残置物については、災害により損傷するなどし、不要なものとして処分せざるを得ない家財・家電等を災害廃棄物とみなし、損壊家屋等の解体と併せて撤去する場合の費用も、公費解体・撤去で算定した金額の範囲内であれば全額償還されますが、中小企業が所有する建物内にある残置物や設備機器は、原則として対象なりません。

問 7 自費解体・撤去を行う解体事業者が、積替保管や圧縮等を行う中間処理施設を活用する産廃処理業者に解体廃棄物の処理を委託する場合、積替保管費は償還の対象となりますか。

○積替保管や圧縮等を行う中間処理費を含めた費用全体（解体費・運搬費・処分費）が公費解体・撤去で算定した金額の範囲内であれば、全額償還されます。

問 8 高層のコンクリート造の建物を解体・撤去する場合の償還額はどのように決定されますか。

○市町村において、環境省通知が示す「損壊等家屋の解体工事の算定基準」により算出することとなりますが、当該基準により算出できない又は算出することが適当でない場合は、合理的な基準（複数者の見積比較等）により算出することとなります。

【申請関係】

問 9 費用償還の申請に際して、所有者全員の同意が必要ですか。

○自費解体・撤去への費用償還の場合、申請者が市町村に費用償還を求める段階においては、当該損壊家屋等は既に解体・撤去が完了していることを踏まえ、当該損壊家屋等の所有権等を有していた全ての者の同意書や宣誓書がなくても、費用償還を行って差し支えありません。なお、市町村が申請者に対して同意書や宣誓書の提出を求めることを妨げるものではありません。

問 10 自費解体・撤去の申請はいつまで行うことが可能でしょうか。

○各市町村において、自費解体・撤去の申請期限を設定していますので、当該期限までに申請してください。詳細は、各市町村により異なるため確認してください。

問 11 解体事業者が代行申請することは可能でしょうか。

○トラブル防止の観点から、所有者本人が申請してください。
○なお、所有者本人が申請できない場合は、委任状が必要となります。詳細は、各市町村にお問い合わせください。

【公費解体・撤去との関係】

問 12 公費解体・撤去とは何が違いますか。それぞれの特徴を教えてください。

○公費解体・撤去は、所有者（申請者）側の（一時的なものも含め）費用負担はありませんが、解体・撤去の実施は当該市町村のスケジュールによるため、完了までに時間を要する場合があります。

○自費解体・撤去は、所有者（申請者）自ら解体事業者と契約することにより、自身の希望する日程で解体・撤去を行うことが可能ですが、費用償還がなされるまで一時的な費用負担が発生します。

問 13 公費解体・撤去と自費解体・撤去のどちらにするかは自由に選択できますか。

○選択できます。ただし、市町村によって、自費解体・撤去の場合は解体事業者との契約締結日に期限の設定があるとともに、申請期限が公費解体・撤去と異なる場合があるため、詳細は、各市町村にお問い合わせください。

問 14 公費解体・撤去を申請していますが、自費解体・撤去の申請に切り替えてもよいですか。

○各市町村の定める要綱によりますが、公費解体・撤去を申請している場合は、解体事業者が解体・撤去に着手するまでは、公費解体・撤去の申請を取り下げ、自費解体・撤去の申請に変更することができます。詳細は、各市町村にお問い合わせください。

問 15 解体事業者が解体・撤去に着手する前に、申請者が公費解体・撤去の申請を取り下げ、自費解体・撤去の申請に切り替えた場合、解体・撤去着手前に市町村が行った審査業務は補助対象となりますか。

○この場合の申請者からの取り下げは、市町村の責めによるものでないことから、補助対象となります。なお、公費解体・撤去の申請取り下げがあった申請者から自費解体・撤去の申請があった場合には、公費解体・撤去における解体・撤去費用の算定結果を自費解体・撤去における解体・撤去費用の算定に適宜活用してください。

問 16 自費解体・撤去の場合でも、解体・撤去して生じた廃棄物を市町村が設置する仮置場に搬入して、公費解体・撤去で生じた廃棄物と一緒に処理してもらえるのでしょうか。

○原則、自費解体・撤去により生じた廃棄物は、解体事業者が産業廃棄物処理業の許可を有する業者に処理を委託する必要がありますが、各市町村の判断によ

り当該市町村が設置した仮置場に搬入できる場合もありますので、各市町村に確認してください。